

建設工事入札参加業者 各位

和泉市役所 契約検査室

建設工事に係る最低制限価格及び低入札調査基準価格の
算出方法の変更について（お知らせ）

本市では、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの改正に伴い、令和4年度の入札案件から、新基準による算定方法で最低制限価格及び低入札調査基準価格を算出いたしますのでお知らせします。

記

《現行の算出方法》

建設工事に係る最低制限価格の算出は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円未満は切捨て）とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9.2を乗じて得た額（千円未満は切捨て）とし、予定金額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.5を乗じて得た額（千円未満は切上げ）とする。

- ①直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額（1円未満は切捨て）
- ②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満は切捨て）
- ③現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満は切捨て）
- ④一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額（1円未満は切捨て）

《変更後の算出方法》

建設工事に係る最低制限価格の算出は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円未満は切捨て）とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9.2を乗じて得た額（千円未満は切捨て）とし、予定金額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.5を乗じて得た額（千円未満は切上げ）とする。

- ①直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額（1円未満は切捨て）
- ②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満は切捨て）
- ③現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額（1円未満は切捨て）
- ④一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額（1円未満は切捨て）

《適用時期》

令和4年4月1日以降に入札を執行する工事案件から

以上